

2)江戸川橋第2地区(プラザ江戸川橋)

計画区域 文京区関口一丁目の一部

面積 約0.4ha

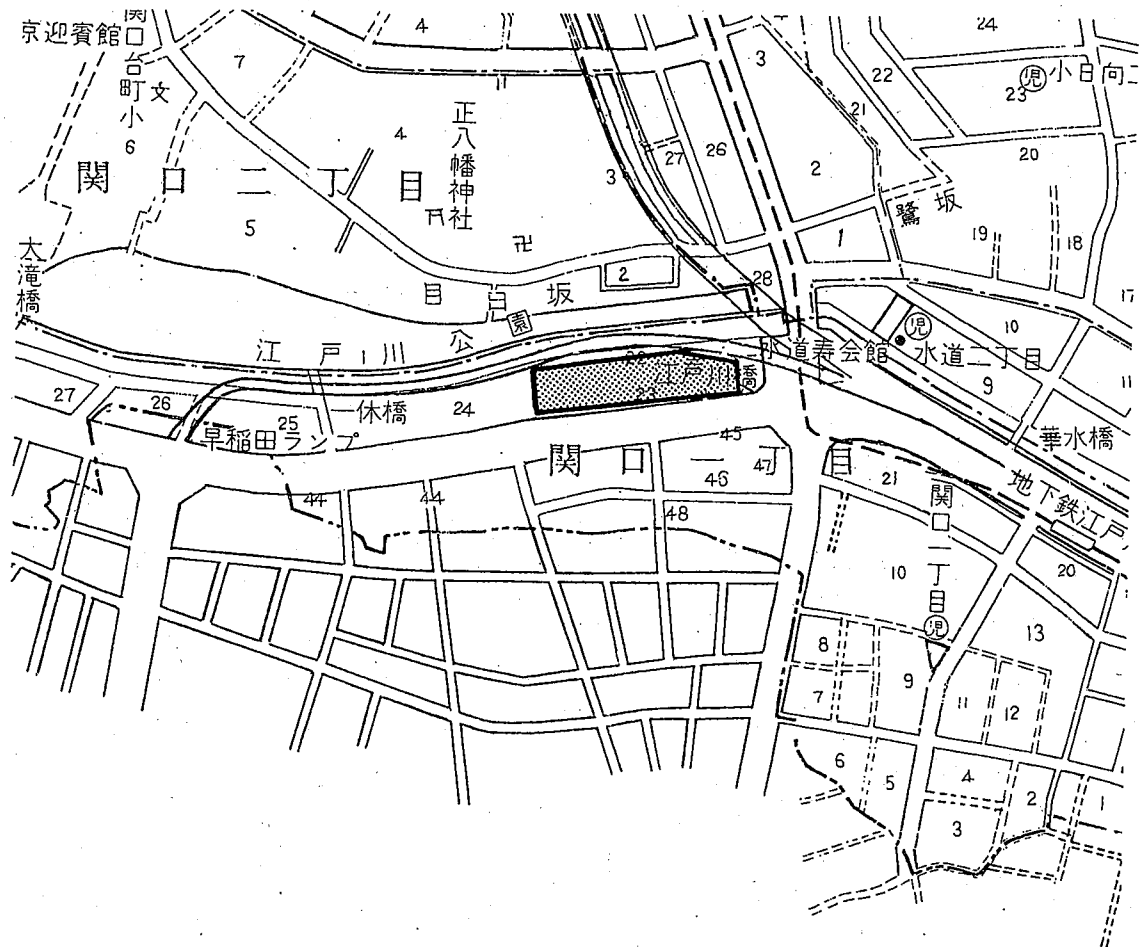
経緯

年.月.日	内容
49. 3	江戸川橋第2地区市街地再開発事業基本計画作成(約2.8ha)
53. 2. 21	都市計画決定
53. 5. 4	組合設立認可
55. 5. 20	事業計画の変更認可
55. 6. 3	組合解散

①計画の概要

- ・江戸川橋第1ビルとの相互作用、地下鉄江戸川橋駅への利便性を考慮して、1階並びに地階は、店舗など不特定多数を対象とした施設を主体とする。
- ・当地区の立地上、再開発事業に伴う需要予測にもとづき、2、3階には均質性の高い事務室空間を確保する。
- ・地区内権利者への住宅供給とあわせて、公的資金の活用による良質な公的住宅の供給を計るため4階以上を住宅施設に当てる。
- ・複合施設に伴う不明快さを極力整理し、施設用途別の安全計画を行うとともに、施設利用者の融合による活性化を図る。
- ・施設内の各種機能、即ち防災上の管理、駐車場の運転管理等を一元化して維持運営上の利便性向上を図る。

施行区域図



②都市計画の内容

名称		江戸川橋第2地区第一種市街地再開発事業					
施行区域面積		約0.4ha					
公共施設の配置及び規模	道路	名称	幅員	延長	面積	備考	
		放射7号線	約17.5m [約35m]	約110m	約1,900㎡		
	公園及び緑地	名称	幅員	延長	面積	備考	
下水道							
その他							
建設物の整備	街区番号	建築物		敷地面積に対する		主要用途	備考
		建築面積	延面積	建築面積の割合	建築別の延面積の割合		
1	約2,100㎡	約14,700㎡	約9/10	約60/10	店舗 事務所 住宅	最高限規制 容積率 600% 建ぺい率 90% 最低限規制 容積率 200% 建築面積 200㎡	
建築敷地の整備	街区番号	建築敷地面積		整備計画			
		約2,300㎡					
住宅建設の目標		戸数	面積	備考			
		約80戸	約7,500㎡				

都市計画決定 昭和53年2月21日 東京都告示169号

③高度利用地区の都市計画

地区名	面積	建築物の延面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の延面積の敷地面積に対する割合の最低限度	建築物の建築面積の最低限度	摘要
江戸川橋第2	約0.5 ha	以下 60/10	以下 9/10	以上 20/10	以上 200㎡	

都市計画決定 昭和53年2月21日 東京都告示第167号